

俱知安町告示第 1 6 9 号

住居表示を実施するので、住居表示に関する法律（昭和 3 7 年法律第 1 1 9 号）第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和 3 年 1 1 月 2 日

俱知安町長 文 字 一 志

1. 住居表示を実施する年月日

令和 4 年 1 0 月 1 日

2. 住居表示を実施する区域及びその名称

別図その 1 に示す字山田の一部区域及びその名称を別図その 2 のように変更する。

なお、住居表示に関する法律第 5 条の 2 第 2 項の規定により、公示された案に係る町又は字の区域内に住所を有し、本町議会議員及び町長の選挙権を有するものは、この案に異議のあるときは、町長に対し、公示の日から 3 0 日を経過する日までに、5 0 人以上の連署をもって、理由を附して、この案に対する変更の請求をすることができる。



